

半田市国民健康保険被保険者資格証明書交付事務取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第9条第3項から第11項までの規定に基づき、被保険者資格証明書（以下「資格証明書」という。）を交付し、もって滞納者に対する措置を講じ、被保険者の負担の公平を図るため、事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。ただし、昭和61年12月27日付け保発第113号「国民健康保険の保険税滞納者に対する措置の取扱いについて」により通知された事項については、十分に留意し事務処理を行うものとする。

(被保険者証の返還)

第2条 市は、世帯主が当該保険税の納期限から厚生労働省令で定める期間が経過するまでの間に当該保険税を納付しない場合においては、当該保険税の滞納につき災害その他政令で定める特別の事情があると認められる場合を除き、厚生労働省令で定めるところにより、当該世帯主に対して被保険者証の返還を求めるものとする。

2 前項の特別の事情は、次の各号に掲げる事由により保険税を納付することができないと認められる事情とする。

- (1) 世帯主がその財産につき災害を受け、又は盗難に遭ったこと。
- (2) 世帯主又はその者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したこと。
- (3) 世帯主がその事業を廃止し、又は休止したこと。
- (4) 世帯主がその事業につき著しい損失を受けたこと。
- (5) 前各号に類する事由があったこと。

(資格証明書の交付)

第3条 前条の規定により世帯主が被保険者証を返還したときは、当該世帯主に対し、その世帯に属する被保険者に係る資格証明書を交付する。ただし、その世帯に属する被保険者が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、当該世帯主に対し、当該被保険者に係る被保険者証を交付する。

- (1) 原爆一般疾病医療費の支給等を受けることができる者
- (2) 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者（前号に該当する者を除く。）

2 前項第2号に該当する者に交付する被保険者証の有効期限については、6月間とする。

(保険給付の差し止め)

第 4 条 保険給付を受けることができる世帯主が資格証明書交付世帯の場合、その額の一部又は全部を差し止めることができる。また、当該世帯主の申請により差し止めた保険給付の額を保険税に充当することができる。

(委 任)

第 5 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 1 3 年 4 月 2 6 日から施行する。
- 2 半田市国民健康保険被保険者資格証明書交付事務取扱要綱 (平成 1 1 年 4 月 1 日施行) は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 2 年 7 月 1 日から施行する。